　　　　　　　　　北海道緩和ケア認定看護師の会　会則

**第１章　総則**

第1条（名称）本会は「北海道緩和ケア認定看護師の会：Step　kanwa　Yell 」

（　SKY　）と称する｡

第2条（目的）本会は会員相互の交流と連携を推進し、緩和ケア領域における看護の知識、技術の向上とサポートを目的とする｡

第3条（活動）本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う｡

1. 定期的な学習会の開催（実践に役立つ講義と演習を中心）。
2. 本会としての看護研究の実施と学会での発表｡
3. 緩和ケア認定看護師間の交流推進。
4. その他本会の目的を達成するために必要な活動｡

第4条（事務局）　本会の事務局を以下に置く。

　　　　　札幌市中央区北１条西６丁目

国家公務員共済組合連合会　斗南病院内　看護部　SKY事務局

**第２章　　会員**

　　　　　　　第5条（会員の条件）

1．北海道医療大学認定看護師研修センター緩和ケア分野を修了した緩和ケア認定看護師とする。

2．本会の目的に賛同して本会の発展のために協力する緩和ケア領域に携わる

　　　　　　　緩和ケア認定看護師とする｡

上記の条件のいずれかを満たした者の自主的な参加をもって構成される｡会員は原則として個人のパソコンのメールアドレスを持っていることとする．

　　　　　　　第6条（入会及び会費）本会に入会を希望する者は事務局に会費を送金する｡いったん納入

された会費は返却しない｡

　　　　　　　　　　　　　会費　　年会費 2000円

　　　　　　　　　　　　　会費は，運営費として運用する．学習会の費用は随時徴収する．

第7条（退会）退会を希望する会員は事務局に届け出る｡また、会費納入の督促にもかかわらず年度内の会費未納者は次年度より退会とみなす｡

**第３章　役員**

　　　　　　第8条（役員）本会は次の役員をおく．役員は会員の中から選出し以下をもって事務局とする．

1．世話人代表　　　　１名

2．世話人副代表　　　１名

3．世話人　　　　　　若干名

　　　　　　　4．会計　　　　　　　１名

5．会計監査　　　　　１名

6．スーパーバイザー　１名

第9条（事務局）世話人代表は，本会を代表し会の運営を総括する．また副代表は運営が円滑に行われるよう代表を補佐する．世話人は会の学習会の企画や運営にあたる。会計は，運営に関する出納管理および会計報告をする．会計監査は、本会の会計を監査する。また、本会の目的のために、専門的知見を持っている者をスーパーバイザーとして置く。

第10条　役員の任期は２年とする．ただし再選を妨げない．

**第４章　　運営**

第11条　本会の運営に関する決議は，事務局より送付の議決書への回答を集約して在会員の過半数の同意を得ることによって決定するものとする．

第12条　本会の運営に関する議決は，電子メールにて会員に報告する．

**第５章　資産及び会計**

第13条　本会の資産は，会費及び寄付金などの収入によってこれにあたる．

第14条　本会の資産は，会計が管理し会計は年度毎に会計監査を受け会員に報告する．

第15条　本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，３月３１日に終わる．

**附則**

世話人代表　　　　　　井野　明子（国家公務員共済組合連合会斗南病院）

世話人副代表　　　　　山崎　美惠（訪問看護ステーション恵佑会）

会計　　　　　　　　　松浦　智子（NTT東日本札幌病院）　　　　　　世話人兼務

会計監査　　　　　　　三浦　直子（札幌西円山病院）　　　　　　　　世話人兼務

スーパーバイザー　　　川村三希子（札幌市立大学）

この会則は，2012年8月22日より施行する。

　　　　　　2015年4月1日　一部改訂。（第5条‐1、　附則）

　　　　　　2016年4月1日　一部改訂　（第4条、附則）